資料 19－3

多重債務相談体制

(財)法律扶助協会

- ○ 監督官庁は法務省人権擁護局
- ○ 全国に 58 支部、援助センターの窓口
- ○ 民事法律扶助事業として、資力に乏しい国民等のために、裁判所における民事事件、家事事件又は行政事件に関する手続きに必要な弁護士、司法書士による援助を行い、その費用の立替え等を行う
- ○ 民事法律扶助事業のうち、法律相談援助(88,513 件)の 55.1%、代理援助（56,318 件）の 76.9%、書類作成援助（3,639 件）の 98%が多重債務問題
- ・ 相談登録弁護士数は弁護士総数の 1/3 弱（6,426 人）

業務引継ぎ

日本司法支援センター（法テラス）

- ○ 2006 年 10 月２日業務開始
- ○ 法律扶助協会の業務を引き継ぎ、情報提供の充実等、援助の普及・充実を目指す
- ○ 主に弁護士会や司法書士会の紹介を行う

（財）日本クレジットカウンセリング協会

- ○ 内閣総理大臣（金融庁）と経済産業大臣の許認可を得て設立運営される、カウンセリング専門機関
- ○ センターは東京（弁護士 20 名、消費生活アドバイザー10 名）、福岡（同９名、６名）、名古屋（同６名、６名）の３ヶ所、さらに短期間の無料相談会を実施（17 年度は仙台、熊本）
- ○ 電話相談（無料）はアドバイザーが対応、17 年度の問合せ件数は 9,117 件、他の相談窓口からの紹介が半数
- ○ 債務整理・家計管理の相談（無料）は弁護士とアドバイザーが２人１組となって行う。任意整理を直接仲介、返済までフォロー。17 年度の新規の面談者数は 1,408 件

金銭管理カウンセリングサービス（ＫＫＣＳ）

- ○ 日本消費者金融協会（ＪＣＦＡ）のカウンセリング部門、事務局は東京と大阪の２ヶ所だが、出張カウンセリングも行っている（18 年８月は札幌、名古屋、静岡、博多）
- ○ 債務整理手続は行わず、多重債務者らの心理ケアと家計管理が中心
- ○ 17 年度の初回カウンセリング人数は 557 人、主要な相談内容は返済関連（47.5%）、違法業者被害関連（31.3%）
- ○ カウンセリングでは、本人自ら問題点の所在や対処方法に気付いてもらうことを主眼におく
- ○ 教材作成等、消費者教育にも関与

自己破産、任意整理、過払金返還請求、民事再生

任意整理 家計管理等

自己破産、民事再生、過払金返還請求

家計管理等

債務整理等

全国の消費生活センター

- ○ 17 年度の多重債務の相談は 62,714 件、今年度も前年同期比 1.5 倍弱のペース
- ○ 主に他機関の紹介を行う

債務整理等

全国の弁護士会

- ○ 各相談窓口からの紹介に応じて自己破産、民事再生にかかる裁判事務、任意整理、過払金請求等の債務整理手続をとる
- ○ 弁護士会法律相談センター（東京の３弁護士会が運営）
- ・ 東京都内に２ヶ所の借金問題専門の法律相談センター、その他都内７ヶ所でも相談実施
- ・ 相談件数 29,813 件（2004 年４月～2006 年７月の四谷・神田・錦糸町法律相談センターでの件数。１月あたり約 1,060 件）
- ・ 相談のみで終了することは少なく、債務整理等の手続きを受任
- ・ ９月以降、相談料を無料とする方向

全国の司法書士会

- ○ 各相談窓口からの紹介に応じて裁判事務における破産・民事再生の申立手続の書面作成、簡裁訴訟代理権に基づく特定調停・過払金返還請求訴訟、示談交渉権に基づく債務整理法的手続きをとる
- ○ 司法書士総合相談センター（面談中心）
- ・ 全国 104 ヶ所で実施、多重債務問題に関する相談は全体の 37.7%で最多（約９ヶ月で 7,754 件）
- ○ 主に司法書士の紹介を行う